

宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）（以下「本事業」という。）の実施にあたって基本的な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了した後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、宮崎市とする。ただし、市長は、本事業の実施を社会福祉法人等の団体に委託することができる。

（対象児童）

第4条 本事業の対象児童は、条例第5条第1項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）とする。

（事業の内容）

第5条 本事業は、家庭、地域などと連携を図りながら、放課後児童の健全育成に資する支援を行うものとする。

2 支援の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- (5) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

（開所時間及び休業日）

第6条 本事業の開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、開所時間を変更することができる。

- (1) 平日（小学校休業日以外の日）は、授業の終了後から午後6時まで
- (2) 小学校休業日は、午前8時から午後6時まで

2 本事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) 3月の最終土曜日

(5) 市長が特に認める日

(入会)

第7条 宮崎市児童クラブの利用を希望する者は、宮崎市児童クラブ入会申請書（様式第1号）及び就労・就学証明書兼自営業申立書（様式第2号）又は、就労誓約書（様式第3号）等の必要書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する就労誓約書（様式第3号）の有効期間は、新年度受付分については就労誓約書を提出した日から2か月とする。ただし、年度途中で離職された方は、退職日から2か月とする。また、同一年度内に提出できる回数は、1回までとする（雇用期限満了での退職や会社都合での退職を除く）。

3 市長は、入会申請があったときは、申請内容等を審査し、入会を決定する。ただし、納入義務者が宮崎市児童クラブ利用者負担金（以下「負担金」という。）を滞納しているときは、入会決定を保留することができる。

4 市長は、入会を決定したときは、申請者に宮崎市児童クラブ入会決定通知書（様式第4号）により、通知する。

5 入会の決定の通知を受けた申請者は、市長に誓約書（様式第5号）及び登録児童台帳（様式第6号）を提出しなければならない。

(辞退)

第8条 入会の決定の通知を受けた申請者が、入会を辞退するときは、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(退会又は取下げ)

第9条 入会中の放課後児童が本事業の利用を必要としなくなった場合、申請者は、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 入会申請中の放課後児童が本事業の利用を必要としなくなった場合、申請者は、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(入会解除)

第10条 市長は、次に該当する放課後児童の入会を解除することができる。

(1) 市長が、本事業の対象児童でなくなったと認めるとき

(2) 納入義務者が負担金を納入期限までに納入しないとき

(3) その他市長が、必要があると認めたとき

2 市長は、入会を解除したときは、申請者に宮崎市児童クラブ入会解除通知書（様式第8号）により、通知する。

(申請内容変更)

第11条 宮崎市児童クラブの利用を希望する者は、入会申請後、申請内容に変更が乗じた場合は、速やかに宮崎市児童クラブ入会申請事項変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

(利用者負担金等)

第12条 児童クラブ利用者は、宮崎市児童クラブ事業利用者負担金徴収条例で定められた利用者負担金を支払うものとする。

2 おやつ代、傷害保険料及び行事等で必要な費用（以下「おやつ代等」という。）は、保護者了解の上、

利用児童の保護者負担とし、児童クラブ毎に徴収することができる。

(定員)

第13条 児童クラブの利用定員は、別表1のとおりとする。ただし、利用状況等を勘案し、定員を増員することができるものとする。

(実施地域)

第14条 児童クラブの通常の事業の実施地域は、別表2のとおりとする。

(放課後児童支援員等)

第15条 放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の職務は、第5条の規定に基づいた支援を行うものとする。

2 支援員と補助員の員数については、別表3のとおりとする。

(苦情への対応)

第16条 第3条ただし書きの規定により委託を受けた者は、保護者等の苦情に適切に対応するため、苦情解決の責任者、受付担当者、第三者などを定め、保護者に対しその仕組みを周知する。

(非常災害時及び緊急時の対応)

第17条 非常災害時及び事故・防犯等の緊急時における対応は、児童クラブ毎に小学校や関係機関等と連携し、立地環境に応じた体制を整え、防災マニュアル等の整備を行う。また、避難訓練及び消火訓練を定期的に実施する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第6条第2項第4号の規定については、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、令和5年度中はこれを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、令和5年度中はこれを取り繕って使用することができる。

別表 1

児童クラブ名	定員(人)	児童クラブ名	定員(人)
江平児童クラブ	119	古城児童クラブ	36
赤江児童クラブ	137	旭町児童クラブ	22
大宮児童クラブ	149	広瀬西児童クラブ	38
港児童クラブ	97	佐土原児童クラブ	44
大淀児童クラブ	80	那珂児童クラブ	88
潮見児童クラブ	144	ひがし児童クラブ	44
生目台東児童クラブ	80	広瀬北児童クラブ	113
宮崎南児童クラブ	146	田野児童クラブ	19
小松台児童クラブ	126	さくらが丘児童クラブ	33
住吉南児童クラブ	114	高岡児童クラブ	78
内海児童クラブ	20	穆佐児童クラブ	31
国富児童クラブ	66	天ヶ城児童クラブ	23
東大宮児童クラブ	104	倉岡児童クラブ	78
住吉児童クラブ	102	青島児童クラブ	38
宮崎西児童クラブ	38	きよたけ児童クラブ	139
生目児童クラブ	73	かのう児童クラブ	175
小戸児童クラブ	76	おおくぼ児童クラブ	38
西池児童クラブ	155	住吉第二児童クラブ	20
宮崎東児童クラブ	76	宮崎児童クラブ	41
大塚児童クラブ	110	広瀬児童クラブ	103
櫛北児童クラブ	162	東大宮夢はうす児童クラブ	25
江南児童クラブ	99	ちつくたつく大宮児童クラブ	20
学園台児童クラブ	42	コペルキッズ児童クラブ	44
池内児童クラブ	76	遊びbaseたいら児童クラブ	20
木花児童クラブ	50	七つの星幼稚舎児童クラブ	20
恒久児童クラブ	78	ひまわり楽園児童クラブ	40
櫛児童クラブ	108	あけぼの園児童クラブ	20
生目台西児童クラブ	38	あおぞら江平児童クラブ	36
瓜生野児童クラブ	56	浮之城ひまわり楽園児童クラブ	40
本郷児童クラブ	60	鏡洲児童クラブ	44

備考

別表 2

児童クラブ名	事業の実施地域	児童クラブ名	事業の実施地域
江平児童クラブ	江平小学校区	古城児童クラブ	古城小学校区
赤江児童クラブ	赤江小学校区	旭町児童クラブ	広瀬小学校区
大宮児童クラブ	大宮小学校区	広瀬西児童クラブ	広瀬西小学校区
港児童クラブ	宮崎港小学校区	佐土原児童クラブ	佐土原小学校区
大淀児童クラブ	大淀小学校区	那珂児童クラブ	那珂小学校区
潮見児童クラブ	潮見小学校区	ひがし児童クラブ	主に広瀬小学校区
生目台東児童クラブ	生目台東小学校区	広瀬北児童クラブ	広瀬北小学校区
宮崎南児童クラブ	宮崎南小学校区	田野児童クラブ	主に田野小学校区
小松台児童クラブ	小松台小学校区	さくらが丘児童クラブ	主に田野小学校区
住吉南児童クラブ	住吉南小学校区	高岡児童クラブ	高岡小学校区
内海児童クラブ	内海小学校区	穆佐児童クラブ	穆佐小学校区
国富児童クラブ	国富小学校区	天ヶ城児童クラブ	主に高岡小学校区
東大宮児童クラブ	東大宮小学校区	倉岡児童クラブ	倉岡小学校区
住吉児童クラブ	住吉小学校区	青島児童クラブ	青島小学校区
宮崎西児童クラブ	宮崎西小学校区	きよたけ児童クラブ	清武小学校区
生目児童クラブ	生目小学校区	かのう児童クラブ	加納小学校区
小戸児童クラブ	小戸小学校区	おおくぼ児童クラブ	大久保小学校区
西池児童クラブ	西池小学校区	住吉第二児童クラブ	住吉小学校区
宮崎東児童クラブ	宮崎東小学校区	宮崎児童クラブ	宮崎小学校区
大塚児童クラブ	大塚小学校区	広瀬児童クラブ	広瀬小学校区
檜北児童クラブ	檜北小学校区	東大宮夢はうす児童クラブ	主に東大宮小学校区
江南児童クラブ	江南小学校区	ちくたつく大宮児童クラブ	主に大宮小学校区
学園台児童クラブ	学園木花台小学校区	コペルキッズ児童クラブ	主に江平小学校区
池内児童クラブ	池内小学校区	遊びbaseたいら児童クラブ	主に広瀬西小学校区
木花児童クラブ	木花小学校区	七つの星幼稚舎児童クラブ	主に広瀬北小学校区
恒久児童クラブ	恒久小学校区	ひまわり楽園児童クラブ	主に宮崎南小学校区
檜児童クラブ	檜小学校区	あけぼの園児童クラブ	主に江南小学校区
生目台西児童クラブ	生目台西小学校区	あおぞら江平児童クラブ	主に江平小学校区
瓜生野児童クラブ	瓜生野小学校区	浮之城ひまわり児童クラブ	主に檜北小学校区
本郷児童クラブ	本郷小学校区	鏡洲児童クラブ	鏡洲小学校区

別表 3

宮崎市児童クラブ支援員等配置基準表

児童クラブ利用児童数	支援員数	補助員数	合計
0～44	1	1	2
45～88	2	2	4
89～	3	3	6
<p><補助員等の加配> 障がいのある児童の状況、利用児童の増加、その他特別な事情により、宮崎市が必要と認めた場合は、補助員等を適宜配置する。</p>			

令和 年度 宮崎市児童クラブ入会申請書

令和 年 月 日

宮崎市長 殿
(生涯学習課)

利用者負担金の決定及び徴収のため必要があるときは、宮崎市長が私の世帯状況、財産状況につき関係機関に報告を求めることについて同意の上、また、「宮崎市児童クラブ利用案内」の記載事項を了承の上で、

への入会を申請します。

↑児童クラブ名を記入

江平・倉岡の学校内希望 (□希望有 □希望無)
※希望どおりにならないことがありますのでご了承ください。

申請者	住所	〒 -		自宅電話	-
	申請者(保護者)氏名		携帯電話	父 -	母 -

	氏名	児童との続柄	生年月日	会社名(屋号)等 学校名(学年)・保育所名等
入会児童	ふりがな	本人	H . .	※令和 年 月以降の学年を記入してください
				小学校 年
入会児童の家族構成		父	S・H . .	同居・別居
		母	S・H . .	同居・別居
			. .	同居・別居
			. .	同居・別居
			. .	同居・別居

保護者の昼間の連絡先

保護者	父親	母親
昼間の連絡先(職場等)	①職場 ☎ () -	①職場 ☎ () -
	②その他 () ☎ () -	②その他 () ☎ () -

入会を希望する理由 (1~7の該当するものを父母それぞれ○で囲んでください。)

1 居宅外労働 (父・母)	2 居宅内労働 (父・母)	3 出産等 (母)
4 疾病 (父・母)	5 病人の介護等 (父・母)	6 家庭の災害 (父・母)
7 その他 (父・母) ⇒ ()		

入会申請の種類 (希望する利用区分に☑してください。)

通常	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日	受付日・受付担当者
長期休業期間	<input type="checkbox"/> 春季休業期間【締切日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 夏季休業期間【締切日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 冬季休業期間【締切日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 学年末休業期間【締切日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 希望する全ての曜日に入会できた場合は、長期休業期間の申請を取り下げる。 ※通常で入会している曜日は、長期休業期間であってもご利用いただけます。 年度を通して、ご希望の曜日が利用できれば良いという方はチェックをしてください。	
		月 日受付 受付担当：

生涯学習課記入欄	番号	入会指数
----------	----	------

特記事項

- ・負担金特例 (□第3子以降児童)
- ・口座振替手続き済み (□過去に児童クラブ利用)
- ・今年度の申請状況 (□初めての申請)
- ・兄弟の申請有無 (□兄弟の申請あり)

※記入例(宮崎市児童クラブ利用案内20ページ)を参考にご記入ください。
※裏面もご記入ください。

保護者の出産・疾病等の現在状況

氏名			(続柄)	入院等の 医療機関名 (電話番号)
状況	疾病入院・居宅療養・通院(週 回)			
	出産 (予定日: 年 月 日)			

※入会希望の理由が保護者の疾病等である場合は、医師の診断書を添付してください。

祖父母の状況 (祖父母が市外在住であっても、必ずご記入ください。)

父方		住所		
祖父	氏名	電話(- -)	不在の場合	他界・音信不通・その他()
祖母	氏名	電話(- -)	不在の場合	他界・音信不通・その他()
母方		住所		
祖父	氏名	電話(- -)	不在の場合	他界・音信不通・その他()
祖母	氏名	電話(- -)	不在の場合	他界・音信不通・その他()

児童の状況

心身の状況 (既往症など)	健康 ・ 配慮すべき事項あり (1 障がい 2 アレルギー 3 その他)			
配慮すべき事項 の 詳細 (障がい・アレルギー 等のある場合)	手帳・ 手当等	1 療育手帳 (-)	2 身体障がい者手帳 (級)	5 添付書類無し (診断書の発行から2年以内のもの)
		3 特別児童手当証書 (級)	4 医師又は児童相談所等の診断書	
《詳細記入欄》 ※診断名、症状を記入してください。(診断を受ける前の発達障がい疑い等の場合も記入してください。) ※児童の学校での過ごし方などについて関係機関に相談中の場合は詳細を記入してください。				

※申請書に記入された内容は、児童クラブの円滑な運営のため、宮崎市及び受託者で共有しますので、ご了承下さい。

提出書類チェックリスト

※入会申請書を提出する前に、必ずチェックリストによる最終確認をお願いします。

項目	必要書類 (★注意事項 ☆記入漏れチェック)	保護者確認 (し点を記入)	受付時 確認欄	
① 共通	児童クラブ入会申請書 ★児童1名につき1部提出 ☆児童クラブ名、学校、学年、生年月日、提出日の記入 ☆希望する区分全てにチェック ☆通常(曜日)利用待機となった際、長期休業利用したい場合は、長期にもチェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	障がい者手帳等 ★入会希望児童に障がい等がある場合は、手帳の写し又は診断書写し等を提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 保護者の 状況により 該当するもの を添付	就労・就学 自営・農業等 就労・就学証明書 兼 自営業申立書 ★企業等に雇用されている方も自営業の方も同一の様式を使用します。	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>	
	※就学証明書 発行不可の場合のみ	在学証明書 及び カリキュラム (在学期間、授業日数、時間割の分かるもの)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>
	疾病・障がい	医師の診断書等、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被 保険者証及びケアプランの写し	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>
	出産	親子健康手帳の写し ★母親の氏名、分娩予定日が記載されている部分 ★就労している場合でも、提出が必要	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>
	病人の介護等	被介護者・被看護者の診断書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手 帳、介護保険被保険者証及びケアプランの写し	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>
	無職	就労誓約書 ★就労誓約書の有効期限は、提出後2か月(入会中に離職した場合は、離職後2か月)までです。 ★2か月以内に、就労証明書(在学証明書)の提出がない場合、児童クラブを退会していただきます。	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>
その他	その他入会が必要なことが確認できる書類	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/>	
③ 負担金 減免	児童クラブ利用者負担金減免の申請を <input type="checkbox"/> します <input type="checkbox"/> しません(対象ではありません) ※申請される場合は、以下の内容を確認してください。		<input type="checkbox"/>	
	減免	児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書 ☆申請書1枚に、児童クラブを利用する(している)児童全員分を記入 ☆提出日の記入 ☆裏面(同意書)の記入 ☆申請理由の該当するものに○を記入 ☆申請理由欄の2に○の場合、学校に就学援助申請済み(申請予定)であることが必要	<input type="checkbox"/>	
	添付 書類	生活保護受給者証の写し ★申請理由欄の1に○の場合に提出 罹災証明書の写し ★申請理由欄の3に○を記入し、その他の内容に『災害被災者』である旨記入している場合に提出	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※口座振替依頼書は、直接市内金融機関窓口へ提出ください。

就労・就学証明書兼自営業申立書 作成上の注意

○就労・就学証明書を作成いただく各企業等のご担当者様へ

この証明書は、宮崎市児童クラブの入会審査に必要な書類です。お手数をおかけしますが、必要事項を記入し、代表者(証明者)と事務取扱者(ご担当者様)の印鑑を押印の上(電子印鑑可)、就労(就学)者本人に交付してください。封印や別送は不要です。

事業所印及び代表者印の押印がなくても受け付けますが、事業者名が記名されている就労証明書を無断で作成または改変を行った場合は、事業所印等の押印がなくても、有印私文書偽造・変造罪、私電磁的記録不正作出罪が成立し得ます。

必ず就労(就学)者1人の証明につき1枚をご使用ください。複数人を1枚で証明することは、事務手続き上できませんのでご了承ください。

この書式が不足する場合は、用紙をコピーしても差し支えございません(文字が判読できれば、用紙の色は問いません)。

訂正を行うときは、必ず訂正印(代表者又は事務取扱者)を用いてください(修正液等は使用不可)。

▶代表者(証明者)

企業の代表者の方以外でも、管理職(支社局長、営業所長、部局課長、工場長、店長など)の方であれば構いません。

▶事務取扱者

庶務や人事をご担当されている方としてください。なお、代表者と事務取扱者が同じ場合にもご記入ください。また、就労者本人が事務取扱者であっても、他に担当がいる場合はその方が記入をしてください。他にいない場合には、本人の記入で構いません。印鑑はシャチハタでも結構です。

▶就労・就学先住所

派遣会社等で就労されている方は派遣先の職場の住所をご記入ください。

▶就労(就学)期限

就労(就学)期限の有無を○で囲み、『有り』の場合は、その期限となる日を記入してください。

▶1か月の就労(就学)日数

出勤日数は有給休暇を含めた日数をご記入ください。雇用開始前の場合は、雇用契約上の1か月の就労予定日数をご記入ください。月々の就労日数が一定でない場合は、雇用契約上の日数や月平均日数をご記入ください。(※就学の場合は、通学日数をご記入ください。)

▶固定勤務の方

通常の勤務(通学)の他に、不規則な勤務(通学)がある場合(月曜日～金曜日までが通常の勤務日だが、月に2回土曜日の勤務があるなど)は空いているスペースにその旨をご記入ください。

▶変則勤務の方

主なシフトを3種類までご記入ください。ここに示すことが難しい場合は、直近のシフト表を別途、添付してください。勤務時間は固定で曜日不定の方は、固定の勤務時間をご記入ください。就学の方で、ここに示すことが難しい場合は、就学時間の分かる時間割やカリキュラム等を添付してください。

▶1か月以上の長期休業・休暇

産前産後休暇、育児休業、介護休業等1ヶ月以上に及ぶ長期休業・休暇についてご記入ください。いわゆる年次有給休暇は、これに含みません。現在取得中又は今後取得予定の場合は、期間も記入してください。

○自営業の皆様へ

自営業・農業等に従事されている方は、以下の項目を必ずご記入ください。

- ・就労者氏名 ・就労先名称 ・就労先住所 ・就労状況
- ・証明欄(証明日付、事業所等所在地、代表者氏名、電話、押印)

事業所印及び代表者印の押印がなくても受け付けますが、事業者名が記名されている就労証明書を無断で作成または改変を行った場合は、事業所印等の押印がなくても、有印私文書偽造・変造罪、私電磁的記録不正作出罪が成立し得ます。

1枚につき従事者1人の申し立てとなります。複数人を1枚で申し立てることは事務手続き上できませんのでご了承ください。

就労先住所が定まっていない場合(各現場での作業等)は、その旨をご記入ください。(県内一円、市内現場など)。

※ 虚偽または不正な事実が判明した場合は、入会を取り消し、法令等の規定により厳正に対処いたします。

就 労 誓 約 書

宮 崎 市 長 殿

私は、2か月以内に就職し勤務先から就労証明書をもらい提出いたします。

なお、2か月以内に就労証明書を提出できない場合は、児童クラブの入会を解除または申請の取下げをされても異議はありません。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

児童クラブ名 _____ 児童名 _____

※年度途中退職者は記入してください。 退職日：令和 年 月 日

※退職者の場合は、退職後に記入してください。

※ 必ずお読みください。

- ① 就労先が決定しましたら、速やかに就労証明書を提出してください。
- ② 誓約書で申請をされた場合も入会または待機の決定について、生涯学習課より文書通知があります。
- ③ 猶予期間は、申請のあった（誓約書を提出した）日付から2か月となりますので、期間についてはご自身で把握してください。
- ④ 年度途中で離職された方の猶予期間は、退職日から2か月となりますので、期間についてはご自身で把握してください。
- ⑤ 同一年度内で誓約書を提出できるのは1度のみです（雇用期限満了での退職や会社都合での退職を除く）。

宮崎市児童クラブ入会決定通知書

年 月 日

様

宮崎市長

次のとおり入会について決定しましたので通知します。

児 童 名		生年 月日	年 月 日
クラブ名	児童クラブ		
入会許可 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで
備 考			

※ 入会申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

クラブ名 (児童クラブ)

令和 年度 宮崎市児童クラブ誓約書

令和 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

保護者氏名	
児 童 名	

私は、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 宮崎市児童クラブ事業の趣旨を尊重し、児童クラブの関係規程（『宮崎市児童クラブ利用案内』等）を遵守します。
- 2 児童クラブの活動を円滑に行うため、保護者の会に入会します。
- 3 児童の徒歩下校を希望する場合は、日没までに帰り着くよう、児童クラブを出ることに異議はありません。
- 4 学校が集団下校となるなど児童クラブが閉鎖となった場合は、下校させることに異議はありません。
- 5 3・4に伴う児童クラブへの行き帰りの事故防止及びお留守番については、責任をもって指導します。
- 6 『令和 年度宮崎市児童クラブ利用案内（2ページ（9））』に該当する場合、入会を解除されても異議はありません。

※ 今年度、既に入会決定している曜日等があり、一度誓約書を提出している場合は追加で誓約書を提出いただく必要はありません。

登 録 児 童 台 帳

令和 年 月 日

児 童 名	ふりがな	生年月日	平成 年 月 日
住 所	〒 宮崎市 自宅電話 — — 携帯電話 父： — — 母： — —		
学 年	年 組	学級担任	先生
心身の状況 (既往症など)	平熱 ℃ 血液型 型		
	健康 ・ 配慮すべき事項あり (1 障がい 2 アレルギー 3 その他)		
配慮すべき事項 の 詳 細 (障がい・アレルギー等 の ある 場 合)	手帳・ 手当等	1 療育手帳 (—) 2 身体障がい者手帳 (級) 3 特別児童手当証書 (級) 4 医師又は児童相談所等の診断書	
	詳細記入欄： ※診断名、症状を記入してください。(診断を受ける前の発達障がい疑い等の場合も記入してください。) ※児童の学校での過ごし方などについて関係機関に相談中の場合は詳細を記入してください。		
健康保険証	名称	記号・番号	
かかりつけ の病院等	病院名	電話	
	病院名	電話	
塾・習い事へ通っている状況			
種 類	曜 日	時 間	種 類 曜 日 時 間
		~	
		~	
児童クラブ利用日 (利用する曜日に○、習い事などで利用しない曜日に×を記入してください。)			
曜 日	月	火	水 木 金 土
利用			
保 護 者	父 親 等		母 親 等
氏 名	ふりがな		ふりがな
生年月日	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日
会社名等			
勤務先等 所在地			
電 話			
勤務 時間	平 日	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分
	土曜日	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分
その他 緊急連絡先	氏 名	関 係	住 所 ・ 電 話
			電話

※ 連絡先の横に、緊急時に連絡する順番を①~③まで記入してください。

家族構成（保護者を除く）

続柄	氏名	生年月日	勤務先または学校・学年等
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

自宅から学校及び児童クラブまでの経路図を記入してください。

所要時間(徒歩)約	時間	分	距離	km	地区名
道順は朱書きしてください。					

宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届

令和 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

(保護者)

住 所 _____

氏 名 _____

次のとおり申請したいので届け出ます。

児 童 名		生年 月日	平成 年 月 日
児童クラブ名			
退会・辞退 ・取下げする 区 分	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 春季休業期間 <input type="checkbox"/> 夏季休業期間 <input type="checkbox"/> 冬季休業期間 <input type="checkbox"/> 学年末休業期間		
退会期日 (辞退・取下げの 場合は記入不要)	令和 年 月 日		
退会・辞退 ・取下げ理由			
今後の今年度内 の利用希望 について (□にレを記入) ※退会後の、同一年度 内の希望について記 入してください。	<input type="checkbox"/> 下記の利用区分を希望する。 (今後も入会・待機・申請を継続する区分すべて選択してください) <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 春季休業期間 <input type="checkbox"/> 夏季休業期間 <input type="checkbox"/> 冬季休業期間 <input type="checkbox"/> 学年末休業期間 <input type="checkbox"/> 待機・申請中の区分も含めて、今年度内はすべて利用しない。		

※ 利用者負担金は、退会届に記載した退会期日の属する月まで発生し、その翌月から発生しません。

※ 辞退届の提出が遅延した場合は利用者負担金が賦課されるため、期限までに必ず提出してください。

※ 現在、利用している方が、今後の利用区分を変更する場合は、新たな申請として受付、審査となります。翌月からの利用申請締切日は毎月 15 日(15 日が土日祝日の場合はその直前の市役所開庁日が締切日)です。

宮崎市児童クラブ入会解除通知書

年 月 日

様

宮崎市長

次のとおり児童クラブの入会を解除しましたので通知します。

児 童 名		生年 月日	年 月 日	性別	
クラブ名	児童クラブ				
解除期日	年 月 日				
解除理由					

宮崎市児童クラブ入会申請事項変更届

宮 崎 市 長 殿

変 更 事 項 <small>(変更する事項に☑を付けてください)</small>		変 更 内 容			
①	<input type="checkbox"/>	住 所	新	(〒 -)	
		※転居予定日 (月 日頃)	旧	電話 - -	
②	<input type="checkbox"/>	フリガナ 申請者氏名	新		
			旧		
③	<input type="checkbox"/>	フリガナ 児童氏名	新		
			旧		
④	<input type="checkbox"/>	入会申請の種類 (該当する利用区分 に☑を付けてください) <u>※変更したい月の前月15 日が受付締切となります。</u>	新たに 申請し たい利 用区分	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 春季休業期間 <input type="checkbox"/> 夏季休業期間 <input type="checkbox"/> 冬季休業期間 <input type="checkbox"/> 学年末休業期間 <input type="checkbox"/> 希望する全ての曜日に入会できた場合は、長期休業期 間の申請を取り下げる。	
⑤	<input type="checkbox"/>	児童クラブ (引っ越し等でクラ ブ変更する場合) <u>※④入会申請の種類も 選択してください。</u>	新	利用開始 希望日	年 月
			旧	減免申請 状況	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請済み
⑥	<input type="checkbox"/>	就労先	新		
			旧		
変更理由					

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

児童氏名 _____

児童クラブ名 _____

※住所変更の場合は、自宅から児童クラブまでの経路図(地図の写し可)をクラブへ提出してください。
 ※勤務先・就労状況の変更の場合は、様式第2号「就労・就学証明書 兼 自営業申立書」を提出してください。
 ※児童クラブの変更がある場合は、様式第7号「宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届」の提出も必要です。